

令和5年第7回野洲市農業委員会
総会議事録

令和5年7月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和5年第7回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年7月10日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和5年第7回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 2 番 小森 貴夫
- 3 番 坂口 茂
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 11 番 森 恒仁
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 17 番 前田 美幸枝
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 吉川 久和
- 21 番 青木 徹
- 22 番 藤岡 いつみ
- 23 番 田中 靖志
- 24 番 小森 正人
- 26 番 武浪 勘治

2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 18 番 杉江 保彦（遅参）、25 番 井狩 憲一

会議に参加したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏
	主 任	保智 翔太
	主 任	松本 真紀子

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、おはようございます。
総会に入ります前に、総会議事が円滑で執り行われますよう、みなさまのご協力を
お願い申し上げます。
それでは、議事に入ります。
ただいまの出席委員は、24名でございます。
欠席は、25番 井狩委員の1名でございます。
なお、18番 杉江委員は遅れて出席する旨、連絡を受けております。
26名中、24名の出席をいただいておりますので、本総会は成立いたしました。
只今から、令和5年第7回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第21番 青木委員、第24番 小森委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第23号から議第25号を上程します。

議第23号 農地法第4条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第23号 農地法第4条第1項の規定による申請についてご説明いたします。
案件は1件です。

議案書の2ページをご覧ください。また、位置図は議案書8ページになります。

乙窪 ●●●番 登記地目：畑、現況地目：宅地、面積15㎡のうち6.48㎡につ
いて、申請人 ●●●氏から住宅敷地にするために転用申請があったものです。

申請地を含む15㎡の農地は、現在は隣接する道路の一部と●●●氏の住宅敷地の
一部となっており、長年耕作はされておられません。これは、平成8年に隣接する
道路を整備した際に道路と住宅敷地に造成されましたが、住宅敷地部分については
農地転用の手続きがされないまま、長年利用されてきました。

この度、道路の官民境界確定の手続きを行うなかで、申請地が登記地目 畑のまま

あることが分かったため、今回の申請を出されています。

なお、申請にあたり、農地転用の手続きを失念していた旨の顛末書が提出されていません。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第4条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地の区域内にある農地であることから、第3種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。

9番 東郷委員お願いします。

委 員 9番 東郷です。

ただいま事務局からの説明があった通りですが、道路を整備した際に、宅地部分については農地転用の手続きがされておりました。この度、手続きを行うなかで申請地が農地のままであることが分かったため、今回、申請されています。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第23号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第23号について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第23号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第24号 農地法第5条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第24号 農地法第5条第1項の規定による申請についてご説明いたします。

案件は1件です。

議案書の3ページをご覧ください。また、位置図は9ページになります。

北櫻 ●●●番 登記地目 田、現況地目 山林、面積449㎡ 他1筆、面積合計775㎡について、譲渡人 ●●●氏 他1名から、譲受人 ●●●氏へ、資材置場と駐車場にするため、売買による転用申請があったものです。

譲渡人の●●●は電気工事の施工や機械組み立てなどを行う、市内に本社を置く会社です。

現在、申請地の隣接地では、新たに工場と事務所を建築中です。

今後、従業員及び来客用の駐車場や資材置場が必要となるため、周辺で土地を探したところ、隣接する申請地が適地と判断され、譲渡人の2名に売買を打診したところ了解が得られましたので、今回の申請に至りました。

申請地については、駐車場・資材置場として整地を行い、周辺はコンクリートブロックとフェンスを設置する予定をしています。なお、現況 山林については、昭和40年代後半から現在に至るまで、申請地一帯は山林化しており、農地として使用されてはいない旨の経過報告が出ています。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であります。

また、申請地周辺は山林となっており、他に駐車場として使用可能な雑種地もないため、代替地の選定は不可能と考えます。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。
3番 坂口委員お願いします。

委 員 3番 坂口です。
事務局からの説明通りですが、●●●さんが駐車場及び、資材置場にするために、隣接する農地を購入したいということですが、私の知る限り、20年以上山林状態です。出入りも会社の敷地内を通らないと入れません。
そういったことで双方が売買を了解されています。
皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第24号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第24号について賛成の方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第24号は、議案どおりと決定いたしました。
続きまして、議第25号農地利用集積計画についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。
議題25号 農用地利用集積計画についてをご説明いたします。
当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。
内容は、別紙明細書のとおりです。
先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。
利用権が設定されたのは、合計6件 8筆 16,001㎡です。
説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。
これより議第25号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第25号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第25号は、議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は終了いたします。
続きまして、日程第4、報告案件に入ります。

報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告します。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてをご説明いたします。
議案書の5ページをご覧ください。また、位置図は議案書10ページ、11ページになります。
案件は2件です。
まず1件目です。
小篠原 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積820㎡について、届出人●●●氏 他1名から、共同住宅へ転用するため届出があったものです。
続いて2件目です。
上屋 ●●●番 登記地目 田、現況地目 宅地、面積247㎡について、

届出人 ●●● 氏から、住宅に転用するため届出があったものです。
なお、届出にあたり、相続後に農地と知りながら管理が出来ていなかった旨の顛末書
が提出されています。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告
します。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてをご説明いたし
ます。
議案書の6ページをご覧ください。位置図は議案書12ページになります。
案件は1件です。
妙光寺 ●●●番 登記地目、現況地目ともに田、面積723㎡ 他1筆 合計1,
219㎡について、譲渡人 ●●● 氏 他2名から譲受人 ●●● 氏へ、露天資材置
場に転用するため届出があったものです。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、報告第16号 土地利用協議書について報告します。
それでは、事務局の報告を求めます

事務局 議案書の7ページをご覧ください。位置図は議案書13ページになります。
案件は1件です。
高木 ●●●番 登記地目 田、現況地目 雑種地、面積1,552㎡ 他1筆、合計
4,064㎡について、届出人 ●●●から、工事仮設ヤードへの一時転用を延長す
るため土地利用協議書の届出があったものです。
申請地の一時転用許可については、隣接する県道の法面補強工事に伴うものであり、
1月の総会および常設審議会でもお諮りしました。
今回の届出は工事の工期延長に伴い、一時転用期間の延長をするものです。
当初の一時転用許可は申請者である受注業者に対して行っていましたが、今回の期間

延長は発注元の●●●からの届出という形で提出されましたので、農地法第5条第1項第1条の規定により土地利用協議書で処理しております。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。
令和5年第7回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 9時 49分